

「ペット飼養問題検証委員会」会則

(名称)

第1条 この会は「ペット飼養問題検証委員会」と称する。(以下本会とする)

(目的)

第2条 本会の目的は、県ドリームハイツ内におけるペット飼養の実態を調査し、ペット飼養により発生する様々な問題を検証し、ペット飼養の是非を問いながら、ペット飼養に関するマナーの向上を計るよう広報活動を行い、ペット飼養に関する規則を検討作成し、期間中にその評価を行う。

(期間)

第3条

- 1項 本会の活動は、平成27年度に始まり28年度末をもってその活動を終える。
- 2項 本会はその活動の記録を定期的に、県ドリームハイツ自治会及び管理組合へ報告する。

(構成)

第4条

- 1項 本会は、県ドリームハイツ自治会、管理組合、県ドリームハイツ住民から公募によって選ばれたペット飼養者、及びペット非飼養者夫々若干名からなる。
- 2項 本会の委員長は自治会から1名、副委員長は管理組合から1名、書記はペット飼養者から複数名選任し、事務局は自治会に置く。

(会員の役割)

第5条

- 1項 本会会員は、自由に意見を述べることができる。但し、その発言は本会の目的に沿ったものでなければならず、他の会員に対する中傷非難は絶対に慎まなければならない。
- 2項 本会員は、管理組合協定に反するペットの飼養について、その責任を問われることは無い。

(会議)

第6条

- 1項 全体会議を定期的に(月1回程度)行う。委員長がこれを召集する。但し、進捗状況により必要があれば、月2回以上会議を開催する場合もある。
- 2項 運営会議を都度適意に管理組合、自治会で行い、進捗状況等意見交換をすることとする。

(個人情報漏えい禁止)

第7条 本会員は、本会の活動によって得た本会員及びその他の住民に関する個人情報を、本活動の目的以外に使用してはならない。又、その情報を他に漏えいしてはならない。

(活動費)

第8条 住民からの公募委員は、本委員会出席ごとに活動費が支払われる。その金額は、自治会規定によるものとし、自治会と管理組合で費用を負担する。尚、自治会、管理組合から選出された委員については、自治会、管理組合夫々の規定に依るものとする。

ペット飼養問題検証委員会

からのお知らせ

平成27年12月8日

管理組合及び自治会から委嘱された「ペット飼養問題検証委員会」は、ハイツ住民の永年の懸案であった「ペット飼養問題」の解決の糸口を見出すために活動を開始しました。平成28年度末までに、回答を出す予定です。その活動内容は主に以下の通りです。

1. ペット飼養の実態調査
2. ペット飼養による様々な問題の検証
3. ペット飼養のマナー向上への広報活動
4. ペット飼養のルール作成とその評価
5. ペット飼養に関する協定の変更可否の問い合わせ

この問題へのご意見、或いはこの委員会へのご質問、ご意見のある方は、下記までご連絡下さい。

自治会事務所 ☎851-2596

ペット飼養実態調査集計表(調査票及び班長調査を集計)

棟	世帯数	調査票提出者	飼養件数	ペット会	飼養している内訳 ※ 1								意見記述者
					犬					猫	その他 ※2	合計	
					大	中	小	大きさ不明	延頭数				
5	110	98	16	0		1	6		7	9	2	18	7
6	96	83	6	1			2		2	6	1	9	7
7	96	85	14	2		3	6		9	5	1	15	14
8	110	90	18	3			8	3	11	12	4	27	9
9	110	94	20	6			10		10	10	1	21	11
10	64	44	9	1		1	3		4	7	2	13	4
11	64	48	8	3		3	1		4	8		12	10
12	54	49	3	0			1		1	2	1	4	5
13	54	34	7	1		1	5	1	7	4	1	12	6
14	54	52	8	3		1	2		3	5	3	11	4
15	96	65	10	3			5		5	4	5	14	16
16	32	30	4	0			1		1	3		4	6
17	88	75	13	2		2	4		6	7	4	17	8
18	110	82	20	9		3	8		11	21	1	33	12
19	64	52	12	0			6		6	8		14	12
20	96	79	14	6		2	5		7	14		21	10
21	48	42	5	0		1	2		3	5	1	9	9
22	64	49	10	0			4		4	15	1	20	6
23	96	67	17	6		1	10	1	12	12	1	25	13
計	1506	1218	214	46	0	19	89	5	113	157	29	299	169
		86%	15%	21%									14%

(H28.2.18 集計)

但し、全所帯数は、空き家、長期不在者、重複所有者を除くと1423所帯になる

※1 犬、猫、他を複数重複して飼養しているケースがあるので内訳の和が一致しない

※2 その他は、兎、亀、ハムスター、チンチラ、モルモットなど